

保険者の役割・機能強化について

平成 22 年 9 月 17 日
社会保障審議会介護保険部会
委員 齊 藤 秀 樹
(全国老人クラブ連合会)

●地域支援事業への国の関与は必要最小限に

- ・地域支援事業は、国の関与を最小限にとどめ、保険者機能が十分に発揮できるよう裁量範囲を広げ、効率的で実効性の高いサービス提供ができるようにすべきではないか。
- ・但し、軽度者の家事援助・機能訓練等の介護保険給付の予防サービスを包含することは、給付抑制につながる懸念があり慎重であるべきと考える。

●地域住民との合意形成による介護保険事業計画

- ・保険料負担の限界が言われる中、「負担と給付」の関係や「地域介護のあるべき姿」について保険者と地域住民の合意形成は十分とは言えない。
- ・現在ある地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営協議会（委員会）介護保険事業計画策定委員会のみならず、形式化・形骸化を避け、双方向での意見交換ができる環境を整備する必要があるのではないかと考える。

●地域密着型サービスは取組み姿勢の指標

- ・介護報酬、使い勝手等の課題があるが、市町村が主体的にサービス基盤を整備する意欲の強弱を見る指標であり、また地域包括ケアシステムへの取組み姿勢を見る指標にもなるサービスである。
- ・将来的には、「わが町の介護力」を客観的に知ることのできる「いくつかの指数」を参考に保険者と地域住民等が介護保険制度や制度外サービスの整備方針について情報共有を図るしくみづくりが必要ではないかと考える。

●市町村に専門職の配置を

- ・市町村には介護保険制度や制度外の支援策を含め、総合的に介護環境を整備する役割がある。このため介護現場の実態を把握し、制度に精通する職員の存在が介護サービス基盤の充実に不可欠な存在になっている。
- ・市町村の格差是正の一助として、またより良い介護環境を整備するため、市町村行政に専門職の配置を制度化すべきではないかと考える。